

平成25年度福島県 一般会計 特別会計 歳入歳出決算審査意見

第 1 審 査 の 概 要

1 審査の対象

平成25年度福島県一般会計

平成25年度福島県公債管理特別会計

平成25年度福島県土地取得事業特別会計

平成25年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計

平成25年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計

平成25年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計

平成25年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計

平成25年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計

平成25年度福島県港湾整備事業特別会計

平成25年度福島県流域下水道事業特別会計

平成25年度福島県証紙収入整理特別会計

平成25年度福島県奨学資金貸付金特別会計

2 審査の期間

平成26年7月28日から同年9月1日まで

3 審査の手続

平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書などの審査に当たっては、

(1) 決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であるか

- (2) 予算の執行は、議会の議決に沿い、かつ、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、効率的、合理的に執行されたか
- (3) 財務に関する事務は、関係法令に準拠し適正に執行されたか
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われたか

などを主眼として、関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、必要な資料の提出を求めて関係部局の説明を聴取し、併せて定期監査及び例月出納検査の結果をも踏まえて慎重に審査を行った。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、関係諸帳簿、証書類及び県指定金融機関発行の公金・収支現在高報告書の計数と符合しており、相違ないことを確認した。

また、予算の執行、財務に関する事務及び財産の管理については、一部に改善又は検討を要するものが見受けられたものの、おおむね適正に執行されたものと認められる。

2 意見

(1) 決算の状況

ア 一般会計

平成25年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入が1兆9,403億4,213万169円、歳出が1兆7,938億7,115万9,060円となり、前年度に比較して、歳入で7.2%、歳出で12.2%それぞれ増加した。前年度に比較して一般会計歳入歳出決算額は増加し、東日本大震災及び原子力災害等の対応に係る事業費が極めて多額になったことなどにより、引き続き、県政史上最大規模の決算及び歳入・歳出の構造となっている。歳入では、国庫支出金、県税及び繰越金が増加し、繰入金、地方交付税及び寄附金が減少し、歳出では、環境保全費に係る除染推進費などが大幅に増加している。

歳入決算額の財源別状況では、自主財源で、福島県民健康管理基金繰入金をはじめとする繰入金や寄附金が減少したものの、復興需要や政府の経済政策等による個人所得や企業収益の伸びを反映した県税や、復興関連事業等に係る繰越金が増加したことにより、前年度に比較して13.9%増加し、構成比も2.9ポイント増の48.7%となった。

一方、依存財源では、地方交付税及び県債が減少したものの、国庫支出金や地方譲与税が増加したことにより前年度に比較して1.5%増加したが、構成比では2.9ポイント減の51.3%となった。

歳出決算額の性質別状況では、義務的経費で災害救助費に係る扶助費が大きく減少したことから、前年度に比較して7.0%減少し、構成比では4.7ポイント減の23.1%となった。投資的経費では、前年度からの繰越事業費が多額となったことに伴う普通建設事業費及び災害復旧事業費の増加により、前年度に比較して39.7%の増加、構成比では2.9ポイント増の14.8%となった。また、その他の経費では、復興・再生に係る補助費等の増などにより、前年度に比較して15.7%の増加、構成比では1.8ポイント増の62.1%となった。

この結果、歳入歳出差引額は1,464億7,097万1,109円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は105億958万8,952円の黒字となっている。この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額に財政調整基金への積立金及び地方債繰上償還金を加算し、財政調整基金からの取崩額

を差し引いた実質単年度収支額は、67億3,956万1,241円の黒字となっている。

イ 特別会計

公債管理特別会計など11特別会計合計の歳入歳出決算額は、歳入が1,107億6,282万1,855円、歳出が1,012億3,602万2,901円となり、前年度に比較して、歳入で4.7%、歳出で4.4%それぞれ増加している。

これは、小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計で、東日本大震災及び原子力災害の特定地域中小企業に対する貸付金の原資が、大幅に増加したことによるものである。

この結果、歳入歳出差引額は95億2,679万8,954円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は36億1,312万3,724円の黒字となっている。

(2) 歳入の確保

ア 収入未済額の状況

一般会計及び特別会計（各々、国庫支出金分を除く。）の収入未済合計額は95億8,062万円で、前年度に比較して2億7,976万円、2.8%減少している。

一般会計では、県税の収入未済額が前年度に比較して2億1,925万円、4.3%減少して48億9,237万円となったものの、県税の収入未済額合計に対する割合は51.1%となっている。そのうち個人県民税の滞納額は、前年度に比較して3億510万円、8.2%減少して34億788万円となっているが、県税全体の収入未済額に占める割合は69.7%と依然として高い。

また、税以外の収入にあっても、県営住宅使用料1億5,077万円、児童福祉施設入所費負担金4,136万円、広域農業開発費負担金2,013万円など、合計で35億8,434万円の収入未済が生じている。

次に、特別会計では、小規模企業者等設備導入資金貸付金8億283万円、母子寡婦福祉資金貸付金1億6,908万円、就農支援資金等貸付金2,851万円など、合計で11億390万円の収入未済となっている。

イ 収入未済の縮減と発生防止

収入未済については、各関係機関とも組織的な徴収対策に努めたものの、依然として多額の収入が未済となっているため、引き続きその縮減や発生防止などに取り組む必要がある。

自主財源の柱である県税については、今後も厳しい財政状況が続く中、税負担の公平性を維持し財源を適正に確保するため、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済の縮減を積極的に図る必要がある。

特に個人県民税の収入未済の縮減については、県税における徴収対策の最も重要な課題となっており、福島県地方税滞納整理推進会議などの活動を通して、市町村との緊密な連携をより深め、直接徴収制度や相互併任徴収制度の積極的な活用などの取組をさらに強化されたい。

また、県税以外の収入未済については、負担の公平性・公正性を堅持する観点からも、徴収のマニュアルを整備し、滞納者個々の実態に即した適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じて収入の確保に一層努力されるとともに、今後とも公平性や財源確保の観点からも返済義務の周知徹底を的確に講じるなど新たな収入未済の発生防止を図られたい。

ウ 不納欠損額の縮減

一般会計の不納欠損額は5億3,941万円で、前年度に比較して6,695万円、14.2%増加しており、その主なものは、県税の5億711万円、延滞金、加算金及び雑入に係る諸収入の1,968万円、分担金及び負担金929万円などである。今後とも、財源確保の観点からも、債務者の財産状況等の把握を徹底するなどの債権管理を行い、時効等による債権の消滅、債権の放棄などの不納欠損処分に至らぬよう、適切な対応に努められたい。

(3) 財務事務の適正な執行

ア 事務処理能力の向上及び内部チェック体制の強化

財務事務の執行については、収入・支出事務、契約事務、許認可事務及び職員手当の支給事務などに不適切な事務処理を認め、定期監査等において、指摘事項などとして速やかな是正・改善を求めてきたところである。

これらの多くは、制度改正の周知不足や職員の財務関係諸規程の理解不足等に起因するものと認められることから、会計職員研修や監査結果の周知などにより職員の資質の向上を図るとともに、所属において、内部チェック体制の強化、その運用及び進行管理の検証などを通じて適正かつ的確な財務事務の執行に努められたい。

イ 庶務システムの適正運用

給与及び旅費事務などの庶務業務については、職員及び決裁権者のチェック不足による入力漏れや支払い遅延などが認められたので、今後とも、各所属において、チェック体制の強化を図り、適正な事務の管理に努められたい。

ウ 県有財産の適正管理

県有財産については、福島県県有財産最適活用計画に基づき、未利用財産の処分等を推進するとともに、公用車や職員公舎等の集約化・一元化による効率的・効果的な管理により一層努められたい。特に、被災した物品の更新、放射能測定機器の購入などにより重要物品が増加しているため、その適正管理及び有効活用に努められたい。

基金については、前年度に比較して148億997万円、1.5%増加し、年度末現在高は9,815億538万円と高い水準にあることから、その設置目的に沿った適正な管理及び有効な活用に努められたい。

(4) 総括

本県の財政は、歳入については、県税収入が復興需要に加えて製造業の業績回復や堅調な個人消費等により増額が見込まれるものの、地方財政対策により、地方交付税の総額は前年度より減額となっており、引き続き別枠で確保された震災復興特別交付税を合わせても、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税等は減額となっており、依然として一般財源総額の確保が厳しい状況であることから、「原子力災害等復興基金」を始めとした各種基金を有効に活用し、必要な財源の確保を図られたい。

一方、歳出については、復興・再生に向けた更なる財政需要に加え、消費税率・労働単価の引上げや社会保障制度改革に伴う影響等による経費の増加が見込まれることから、これまで執行した事業の効果をしっかりと検証し、事業の廃止・統合を含めた見直しを図るとともに、内部管理経費の節減、事

務事業の効率的な執行に努められたい。

さらに、後年度の財政負担となる県債残高が1兆3,722億円余と依然として多額のまま推移するなど、引き続き厳しい状況にあることから、財政健全化判断比率などを考慮した健全で柔軟な財政運営に今後とも努められたい。

また、歳出の翌年度への繰越については、復旧・復興工事などに係る繰越事業費が2,510億円、不用額が501億円と多額に上っていることから、より計画的な事業管理及び適正な事業執行に努められたい。

これらを踏まえ、厳しい財政状況においても「ふくしま新生プラン」の実現に向け、東日本大震災及び原子力災害後に深刻化が懸念されつつある人口減少や高齢化社会の課題への対応などのため、あらゆる方策を講じて財源を確保し、部局や課の枠組みにとらわれることなく、組織横断的な視点で連携を図り、「ふくしま新生プラン」の13の重点プロジェクトに最優先に取り組み、早期復旧と復興が成し遂げられるよう、事務事業の効率化の徹底を図られたい。